

## 植民地朝鮮における教員の位置づけ再考

山下, 達也  
九州大学大学院人間環境学府 | 日本学術振興会特別研究員

<https://hdl.handle.net/2324/15062>

---

出版情報：植民地教育史研究年報. 11, pp.62-81, 2009-06. 日本植民地教育史研究会運営委員会  
バージョン：  
権利関係：



# 植民地朝鮮における 教員の位置づけ再考

山下達也

はじめに

本稿の目的は、植民地朝鮮における初等学校教員の実態に迫ることにより、従来、植民地教育の「担い手」としてのみ説明・把握されてきた彼／彼女らの位置づけを再検討する点に存する。

本稿は、これまでの教育史研究において植民地における教員がどのような存在として捉えられてきたのか、という問いに端を発している。植民地朝鮮における教員を対象としたいくつかの論考によって、これまでに教員個人の出自や人事連携の実態、朝鮮語学習の状況や教育活動の一部が明らかにされてきた<sup>(1)</sup>。しかし、植民地教育において教員がいかなる存在であったかということに関して明言されたものは少なく、管見の限りでは、咲本和子が、「教員とは国家による公教育を最末端で実行する担い手であると言えるし、その点では朝鮮人にとって教員は日本帝国主義の具体的な担い手と見なすことができる」<sup>(2)</sup>とするほか、中内敏夫・川合章編『日本の教師6／教員養成の歴史と構造』では、「植民地における教員養成とは、このような植民地政策の忠良なでない手としての教員を同化政策の先鋒者として計画的に造出していく事業であった」<sup>(3)</sup>と説明されている。確かに教員は、朝鮮総督府と学校（あるいは児童）のインターフェースであり、その意味において植民地教育の「担い手」であったことには首肯できる。しかし、ここで筆者が問題としたいのは、植民地教育の「担い手」といったいわば媒体としての側面のみによって教員が位置づけられている点である。植民地朝鮮における教員には、養成プロセスや資格の種類、「内地」生活経験の有無、朝鮮滞在歴、民族、性などを異にする教員が混在していたた

め、その実態を一様に捉えることはできない<sup>(4)</sup>。特徴を異にする人々が混在していたがゆえに、教員集団が植民地教育政策の「担い手」として一部「巧妙に」機能していた側面を有する一方、差異や矛盾を内包した動的な集団を形成することで、むしろ植民地教育システムを内側から綻ばせる存在としての側面をも有していたと考えることができる。敷衍すると、「内地」からの招聘教員と朝鮮で養成された教員が一種の補完関係にあったことや、先導者・指導者としての「内地人」教員の登用、卒業校にもとづく教員の「適材適所」的配置など、教員内部の多様性が「活かされた」一方、民族や性の相違に起因する教員間の軋轢や教員の思想問題、その他教員をめぐる朝鮮総督府不測の諸事情が、支配の強化・円滑化に資するべく構想された植民地教育政策を停滞させる可能性を宿していたのではないだろうか。

そこで筆者は、朝鮮における教員の存在は、教育を支配強化のツールとした植民地政策の歯車であったと同時に、足枷としての側面をも有していたのではないか、ということを経験的な検討課題として設定する。そして、その端緒として位置づく本稿では、こうした朝鮮における教員のアンビヴァレントな特徴やその具体的な様相についていくつかの知見を得ることとしたい。

具体的に本稿では、以下の3点について論じる。第1は、抗日独立運動を起こしたり、学校における民族意識の育成および伝達を行なうなど、朝鮮総督府が植民地教育を推進するうえでのいわば「不安要素」となった教員をめぐる事情についてであり、第2は、教員不足や「素質」の問題について、第3は、教員招聘事業の停滞問題についてである。こうした点について検討することにより、これまで植民地教育の「担い手」という側面からのみ説明・把握されてきた教員の位置づけに一石投ずることこそ、本稿のねらいである。

なお、朝鮮人児童を対象とした初等学校は、1937年度までは普通学校、1938～1940年度までは小学校、1941～1945年度は国民学校（「内地人」児童を対象とした小学校についても同様）と称するべきであるが、研究対象時期がまたがっているため、本稿では、基本的にこれらを初等学校とし、必要に応じて3つの呼称を使用することとする。

## 1. 教員の思想問題

ここでは、植民地朝鮮における教員の「治安維持法」違反状況や、いわゆる「不穩言動」の内容について見ていく。また、教員の養成段階である師範学校在学時における思想問題もあわせて検討することとする。すなわち、本節における課題は、教員が起こした思想事件を可能な限り跡づけるとともに、養成段階からの連続性という視点から、教員の思想問題の特徴を浮き彫りにすることである。

植民地朝鮮において「思想犯」という概念が明確・顕在化する過程においては、1925年の「治安維持法」の施行がひとつの大きな役割を果たしたといえる。周知のとおり、1925年以前においても「三・一独立運動」(1919年)をはじめ、独立思想や抗日運動は存在していた。それらに携わった人々の多くは、おもに「騒擾」や傷害、保安法違反、出版法違反として逮捕・送検されていたが<sup>(5)</sup>、1925年以降、抗日・独立運動に関わる者の多くは「治安維持法」違反とされ、「思想犯」が明確化する。

それでは、1925年以降、実際に「治安維持法」違反として検挙された教員はどれほど存在していたのだろうか。高等法院検事局の『朝鮮治安維持法違反調査(一)資料—大正十四年五月十二日施行日より昭和三年二月末日迄確定判決—』の序文には、「治安維持法」施行後4年間に被告人となった者の職業について、「無職ほゞ全体の半数を占め農業、教員、学生の者が多い」<sup>(6)</sup>と記されている。いくつかの資料により1925年以降の実際に検挙された教員数を明示すると、1926年が6名、1927年が13名、1928年が41名、1929年が16名、1930年が41名、1931年が50名、1932年が37名、1933年が38名、1934年が44名、1935年が19名、1936年が11名、1937年が10名、1938年(1～10月)が26名、1939年が44名、1941年が41名、1942年が45名、1943年(1～6月)が16名となる<sup>(7)</sup>。資料の制限もあり、各年の検挙された教員に占める初等学校教員の割合や、すべての事件の内実を詳らかにすることは困難である。そこで、なかんずく初等学校教員の思想事件が散見され、その概要および経過を明らかにし得る1941年の事例に着目したい。1941年は、初等学校が、「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」<sup>(8)</sup>ことを目的とする国民学校となった年であり、その実施に際して、真崎長年学務局長が「任を教育に奉ずるものはその責務の重大なるを痛感し益々研鑽必むことなく不退転の意気を以て職域奉公の誠を致されんことを切望する」<sup>(9)</sup>と改めて教員の「責務」を強調した年でもある。さらに、同年12月に突入する戦時体制期へのプロセ

すで、教員がどのような思想問題を起こしていたのかということを知り得る点でも注目に値する。朝鮮総督府警務局の「鮮内学校職員並学生生徒ノ思想事件検挙調（自昭和十五年十二月至昭和十六年九月）」によれば、1941年は9月までに少なくとも5件の初等学校教員による思想事件が摘発されている。ここでは、そのうち、朝鮮における教員の思想事件の特徴を知り得る4件<sup>(10)</sup>について見ていきたい。

1941年1月29日、加北国民学校教員であった河本璟述（朝鮮人）は、「不穩教授事件」の被疑者として居昌警察署に検挙されているが、その概要は以下のとおりである。

昭和十四年以降検挙ニ至ル迄ノ間、教職ニアルヲ奇貨トシ教壇ヲ通ジ又ハ私宅ニ於テ、受持児童ニ対シテ朝鮮語使用奨励、日本歴史ノ虚構説、日韓併合反対、日支事変及反軍宣伝、志願兵制度反対等ニ関シ不穩ノ宣伝教授ヲ為シ……<sup>(11)</sup>

こうした活動が警務局に発覚した経緯は不明であるが、「教壇ヲ通ジ又ハ私宅ニ於テ」とあるように、河本は、学校内外において朝鮮人としての民族意識の伝播を図っていたことがわかる。同年7～8月に検挙された以下の事件も、教壇を通じて児童に抗日・独立思想を伝達していたという点において上記の「不穩教授事件」と共通している。それぞれの事件名、被疑者名（朝鮮人）、検挙官署、検挙日、措置（報告されている時点でのもの）、事件の概要は以下のとおりである<sup>(12)</sup>。

「国民学校訓導ノ不敬罪並治安維持法違反事件」柳川敬一

公州警察署 7月19日 懲役3年控訴中

担任児童ニ対シ「朝鮮ノ王様ノ子ガ日本ニ逃ゲテ陸軍ノナニカヤツテイルガ朝鮮ノ王様ハソナナ馬鹿デアアル」云々ト李王殿下ニ対シ奉リ不敬言辞ヲ弄シタル他、朝鮮ヲ独立サセル為ニハドンナ苦シミガ来テモ最後迄頑張レ「勝利ハ信念ニアリ、汗ヲ流セ、涙ヲ流セ、血ヲ流セ」等ノ不穩事項ヲ自己写真裏面ニ記シ、之ヲ卒業生ニ交付シテ独立思想ヲ注入セリ

「国民学校訓導ノ教壇赤化事件」青木茂雄

淳昌警察署 7月30日 起訴公判請求

全州師範学校卒業シテ本校ニ着任以来教職ニ在ルヲ奇貨トシテ同校児

童ニ対シ、教壇ヲ通ジ或ハ実習時間其他総有機會ヲ捉ヘテ朝鮮独立ヲ仄カシ、共産社会制度ヲ謳歌シ又ハ厭戦乃至反戦的気分ヲ醸スルガ如キ反時局的言動並ニ造言飛語ヲ為シタリ

「大邱師範学校出身訓導等ノ秘密結社事件」新井孝濬ほか23名  
忠清南道警察部 8月10日 取調中

本校（大邱師範学校一山下註）尋常科本年度卒業生並ニ本校生ニ依リ、文学ニ依ル民族意識ノ昂揚鼓吹並ニ朝鮮人大衆ノ智識向上、実力養成朝鮮独立ヲ終局ノ目的トスル文芸部ナル秘密結社ヲ結成シ、爾來会員方ヲ輪番会合シテ朝鮮人大衆ノ救済或ハ実力養成ノ方法ニ就キ協議シ、其間「学生」ナル秘密出版ヲ為シ、或ハ卒業後ニ於テモ教壇ヲ通ジテ児童ニ意識ノ注入昂揚ニ努メツツアリタルモノナルガ 取調ノ結果、本年二月初旬在校生十八名ヲ以テスル「茶革団」ナル秘密結社ヲ組織シ、文芸部ト合流シ其ノ一細胞トシテ活動セリ

以上に見た4件（河本の「不穩教授事件」を含む）の思想事件には、抗日・独立思想の表出ないし、教員という立場を通じた民族意識の伝達・育成という共通性を見出すことができる。ここで取り上げた教員に関しては、その活動が発覚し、検挙されてはいるものの、民族意識を次世代に伝達するには、教室というある程度閉じられた空間において一定数の朝鮮人児童と直接し得る教員の立場が恰好のポジションであったといえよう。特に、この時期における初等学校児童のほとんどは植民地期の朝鮮に生まれ、植民地という環境の中において、間接的な経験によってのみ民族意識を理解せざるを得ない状況にあったのである。思想を形成するプロセスの中でも初等教育段階を重要な時期とした点において、朝鮮総督府と一部の朝鮮人教員の着眼点は共通していたといえる。このように、初等学校においては、植民地教育の円滑化のため、総督府は朝鮮人児童の教育に朝鮮人教員を「利用」していた一方で、朝鮮人教員の一部が、教員という立場を「利用」していたという実情が窺える。

さらにここで注目すべきは、上掲思想事件のうち、最後に示した「大邱師範学校出身訓導等ノ秘密結社事件」である。この事件では、「教壇ヲ通ジテ児童ニ意識ノ注入昂揚ニ努」めていた教員が、師範学校在学時から「朝鮮独立ヲ終局ノ目的トスル文芸部ナル秘密結社ヲ結成シ」て密かに民族意識昂揚の活動に

従事していたことがわかる。特に主犯として検挙された新井については、「師範学校在学当時ヨリ民族主義意識ヲ抱懐シ朝鮮ノ独立ヲ希望シ居リタルモノ」<sup>(13)</sup>とされ、大田地方法院の「予審終結決定」文によると、「表面朝鮮文芸ノ研究ヲ標榜シ裏面ニ於テハ民族意識ヲ昂揚シ実力ヲ養成団結シテ民族運動ヲ為シ窮極ニ於テ朝鮮ヲシテ帝国ノ羈絆ヨリ離脱独立セシムルコトヲ目的トシ秘密結社ヲ組織」<sup>(14)</sup>していたという。教員の養成機関たる師範学校は、いわゆる「内鮮共学」体制の下、制度的には逸早く「内鮮一体」を具現化しており<sup>(15)</sup>、生徒たちは、卒業後、朝鮮の初等教育を担う者として、師範学校では「特ニ徳性ノ涵養ニカメ」<sup>(16)</sup>るものとされていた。しかし実際には、師範学校内に朝鮮人生徒の民族意識や抗日・独立思想を醸成する秘密組織およびその活動が潜在していた点は、教員の思想問題を検討するにうえて注目に値する。「大邱師範学校出身訓導等ノ秘密結社事件」の主犯たる新井が卒業した大邱師範学校では、1929年の開校以来、朝鮮人教員と朝鮮人生徒によって、民族運動が継続的に行なわれていた。大邱師範尋常科同門会による『大邱師範尋常科誌』や大邱師範の教員、卒業生らの証言によれば、大邱師範学校におけるおもな思想事件には、第1期生らによる「第一次読書会事件」、第3期生らによる「第二次読書会事件」、第6期生らによる「民謡集出版事件」、第7期生らによる「倭館抗日学生事件」、第9期生らによる「パンディップル（蛍の光）事件」がある<sup>(17)</sup>。大邱師範尋常科同門会の名簿によると、大邱師範の入学者の総数は1,724名であり、そのうち中退者は少なくとも195名（うち「内地人」2名）である。195名のうち、中退理由が明らかなものは79名で、もっとも多い中退理由は、思想問題や民族運動への参加（64名）、次いで疾病（9名）、転学（6名）となっている<sup>(18)</sup>。さらに、民族運動に参加した生徒の中からは獄死者も出ており、師範学校での思想活動が、自らの生命を賭して行なわれるほどのものであったことがわかる。1942年、大邱師範学校に14期生として入学した申鉉夏は、「入学してしばらくすると、日常生活の自然な流れの中で先輩たちの抗日運動の事実を聞かされるようになった。その時受けた衝撃は計り知れず、『まさかそんなことが……。それは命懸けではないか！』と恐怖と興奮に身の引き締まる思いがした」<sup>(19)</sup>と回想している。また申の、「次々に手渡されるハンゲルの読み物は、まさしく秘密の宝庫だった。それらの秘密を知るようになり、私の胸には、次第に民族意識がつのって行った」<sup>(20)</sup>という証言は、発覚した事件数からは一見、思想問題が鎮静化したと思われる1940年代の師範学校におい

ても、朝鮮語の秘密読書活動が朝鮮人生徒の間で綿々と受け継がれていたことを示唆するものである。

こうした師範学校生徒による思想事件は、朝鮮全土、すべての師範学校において確認し得るものではない。いわんや表面化することなく潜在していた秘密組織の存在や活動については、その有無を推し測ることさえ容易ではない。しかし、大邱師範学校と、教員・生徒の構成、いわゆる「内鮮」の割合や教授内容とその変遷、寄宿舎生活をはじめとする学生生活に多くの共通点・類似性を有していた各道の地方師範学校においても、同様の活動が秘密裏に行なわれていた可能性が否めない<sup>(21)</sup>。

以上のように、総督府にとって朝鮮人教員は、同じ民族であるがゆえに朝鮮人児童の「同化」教育を「効果的」に推し進める存在になる一方で、いわゆる「不穏思想」の拡大を招くような「不安要素」ともなり得る存在であったといえる。一部の教員が、教壇を通じて朝鮮人児童の民族意識を育成・昂揚していたことは、教員という存在が植民地経営上の足枷となることさえあったことの証左である。さらに、教員の思想問題の萌芽は養成の段階にまで遡り、「特ニ徳性ノ涵養ニカメ」るとされ、思想面には十分な注意が払われていたはずの師範学校は、むしろ民族意識醸成の温床ともいうべき場として機能していたことさえあった。このように、総督府にとっては植民地教育の推進に資する存在であったはずの教員が、養成の段階で植民地支配に抗する民族意識を培っていたということもひとつの実態であり、こうした一面は、朝鮮における植民地教育政策の綻びを物語るものであるとともに、教員集団が植民地政策に対して有していたアンビヴァレントな特徴を窺わせるものである。

## 2. 教員不足と「素質」向上の問題

本節では、教員不足および植民地における教員としての「素質」の問題に着目する。

朝鮮における教育政策では、当初から初等教育の整備・普及が重要な課題として掲げられていた。1910年代から、初等教育を重視する総督府関係者の発言が散見されるが、ここでは、発言の内容が総督府の立場であることを明確に示した宇佐美勝夫初代内務部長官（在任期間は1910.10.1～1919.8.19）の発言

を挙げることとする。

現在に於ては教育の中心換言すれば教化の中心は公立普通学校に存す此れを以て諸子の任務は専念此校の内容を充実し其教化を地方に瀾漫せしめ以て総督政治の本旨を全ふるに在り公立普通学校の経営は総督府の最も重きを置く所にして諸子の任や誠に重且大なるものあり<sup>(22)</sup>

これは、1912年4月に行なわれた「公立普通学校長講習会」における発言である。この発言からは、普通学校が朝鮮における「教育の中心」と位置づけられ、「総督府の最も重きを置く所」であったことがわかる。実際、朝鮮ではいわゆる「三面一校政策」、「一面一校政策」、「第二次朝鮮人初等教育普及拡充計画」等により、植民地期を通じて初等学校数は増加の一途を辿った。初等学校の増設に伴って教員の需要は必然的に高まり、朝鮮では教員が不足するという事態が生じている。こうした教員不足の状況とその対策について、『朝鮮に於ける新施政』には以下のように記されている。

近時初等教育の普及に伴ひ、教員の需要、年と共に多きを加ふるも、在来の養成機関を以てしては、到底之に應ずるに足らざるのみならず、其の施設、何れも臨時的にして、組織完備せず、加之、内地教員の招聘困難なるを以て、在来期間を整理拡充すると共に、新に師範学校を創設するの計画を樹て、大正十年四月、主として内地人小学校教員を養成すへきもの一校を京城に設置したるか、同十一年四月新教育令に依り其の組織を変更し、内鮮人を併せ収容して、普通学校教員をも、養成することとなしたり。又大正十二年度に於ては、各道何れも、公立師範学校を新設し、優良なる教員養成を為すべく計画中なり。<sup>(23)</sup>

これによると、教員不足と「内地教員の招聘困難」という窮状を、教員養成制度の刷新、すなわち師範学校制度の構築および拡充によって打開することが計画されていたといえる。実際、「朝鮮教育令」の改変（1922年）を経て、朝鮮にも師範学校による教員養成体制が敷かれ、京城師範学校の開校を皮切りに、1923年までにすべての道に公立の師範学校が設立された。

しかし、各道に師範学校が設立されたとはいえ、それを以って朝鮮の教員不足が解消できたとは言い難い。1924年、総督府学務局編輯課長であった小田省吾は、「各地方に於ては段々普通学校を増設するに就て教員の不足を訴へつゝある關係上、各道に師範学校を設けて特科並に講習科を置いて之に依つて教員を急速に養成して補充を計つて居る次第であります。斯う云ふ風にして師

範教育を認めて教員を養成して居るのでありますが、学校の増設に就ては中々教員が足らぬのであります」<sup>(24)</sup>と述べており、新設された師範学校制度の教員供給力では、必要数の教員を十分に確保することができなかったことがわかる。その後も、教員が不足する事態は継続し、大野謙一の『朝鮮教育問題管見』によれば、1934年以降は「遂に教員供給の大不足を訴ふることとな」<sup>(25)</sup>った。教員不足が解決を見ないまま、徴兵制や初等教育の義務化を控え、それまで以上に多数の教員を確保しなければならなかった1940年代には、「教員不足ハ鮮内教員養成機関ノミニ俟ツテハ到底自給自足ハ不可能」<sup>(26)</sup>と断言されるほど、総督府は教員不足に困窮していたのである。

ちなみに、朝鮮における教員は、師範学校での養成によってのみ確保されていたわけではない。その他のおもな教員確保事業としては、「内地」からの教員招聘と、教員試験による確保を挙げることができる。「内地」からの招聘とその停滞については次節で詳述するため、ここでは、教員試験による教員の確保状況について付言しておきたい。

朝鮮における教員試験は、1916年10月9日、「小学校及普通学校教員試験規則」(朝鮮総督府令第八十八号、以下「教員試験規則」)が定められたことにより、朝鮮における新たな教員確保形態として制度化された。最初に教員試験が行われたのは、1917年10月のことである。同年10月2日付の『朝鮮総督府官報』によれば、第1回初等学校教員試験は、10月9～15日の7日間にわたって実施することとなっている<sup>(27)</sup>。以下の『第四十回帝国議会説明資料』からは、この第1回教員試験の実施に至る経緯およびその結果を窺うことができる。

本府ニ於テハ夙ニ小学校及普通学校教員養成機関ヲ設ケ年年多数ノ卒業  
者ヲ得ルモ尚之カ補充トシテ成ルヘク朝鮮事情ニ精通セル者ヲ採用スル  
ノ必要アリ然ルニ相当学力ヲ有スル者ト雖尚教員資格ヲ有セサルモノハ  
任用ノ途ナキヲ以テ本規則(「小学校及普通学校教員試験規則」—山下註)  
ヲ発布シ本年(1917年—山下註)十月第一回試験ヲ行ヒタルニ受験出願  
者四百四十八人ニシテ合格者三十七名ヲ得タリ<sup>(28)</sup>

これによると、教員試験によって確保される教員は、朝鮮の教員養成機関によって確保される教員の「補充」として位置づけられていたこと、そして、1917年に行われた第1回教員試験では、出願者数が448名で、そのうち合格者は37名であったことがわかる。この合格者数の多少について評することは

容易でないが、この時期も初等学校が増設中であったことや、未だ独立した教員養成機関である師範学校が存在していなかったことなどを勘案すると、少なくとも十分な数であったとは言い難い。しかし、試験によって確保される教員は漸次増加し、試験実施20年目の1937年には300名、翌1938年には492名の合格者を出し<sup>(29)</sup>、その後、1940年代に入っても、教員試験によって「新二教員トシテ採用シ得ベキ者ハ毎年四〇〇名内外」<sup>(30)</sup>という状況であった。また、朝鮮総督府の「昭和十八年度以降四ヶ年間ノ国民学校教員需給状況」によれば、終戦を迎える1945年には330名、翌1946年には400名を「検定合格等ニ依ル採用者」として確保する見込みであったことがわかる<sup>(31)</sup>。ただし、試験によって確保される教員数が増加していたとはいえ、朝鮮における教員不足の窮状は解決されず、むしろ深刻化する一方であったことは前述したとおりである。

以上見てきたように、初等学校は1910年以降、増加の一途をたどり、朝鮮総督府はこれに伴う教員不足問題に常に直面していた。総督府は、師範学校体制の構築・拡充や教員試験といった策を講じたものの、最終的には、「到底自給自足ハ不可能」という窮状を「内地」に訴えるほど困窮していたのである。また、朝鮮総督府にとって、教員をめぐる問題は単に数が足りないという数量的な問題にとどまらず、その「素質」や「能力」の問題にまで至っている。前節で見たような思想問題についても、広義の「素質」問題に含まれようが、ここでは、「国語」の能力や、教授方法、資格といったもの、さらには単に「素質」、「素養」といった曖昧なかたちで語られるものの問題について以下検討したい。

まず、併合当初から問題視されていたのは、朝鮮人教員の「国語」力と教授方法であった。1912年12月の『朝鮮総督府月報』には、普通学校の朝鮮人教員について「国語の素養に乏しく教授の方法極めて拙にして教育上遺憾の点多し以て是本府は講習会を開設し主として力を国語の習熟に努め兼て新式の教授法を受け当該学校の内容を改善するの必要」<sup>(32)</sup>があると記されている。総督府や各地方によって開催される講習会のほか、こうした問題の解決を期されたのが師範学校制度の確立であった。1922年の「師範学校規程」には、「生徒教養ノ要旨」として、「国語ノ使用ヲ正確ニシ其ノ応用ヲ自在ナラシムコトヲ期シ常ニ之カ熟達ニ留意セムコトヲ要ス」<sup>(33)</sup>とある点からも、師範学校での教育によって、朝鮮人教員の「国語」力を向上させるというねらいを読み取ることができる。

では、朝鮮の師範学校においては、朝鮮人の「国語」能力向上をはじめ、教員としての「素質」が実際に培われていたのだろうか。以下の有吉忠吉政務総監（在任期間は1922.6.15～1924.7.4）の発言からは、1921年以降設置された師範学校における教育の実情は、そうした総督府の期待に比べ得るものではなかったことがわかる。

朝鮮ニ於ケル教員養成機関ノ沿革ヲ考ヘマスト、初ハ全ク応急ノ施設ニ過ギマセンデ、其ノ内容形式共ニ遺憾ノ点ガ少クナカツタヤウデアリマス。近時教育制度ノ改正ニ伴ヒ、急激ナル初等普通教育ノ伸展ニ顧ミ、師範学校特設ノ必要ヲ認メ、現ニ各道ニ其ノ設置ヲ見ルニ至リマシタノハ、誠ニ適切ナル施設デアリマスルケレドモ、尚草創ニ属シ、校舍ノ設備ハ勿論、其ノ内容ニ於テモ未ダ不十分ナルヲ免レマセヌ其ノ充実改善ニ関シ、各位ノ周密ナル考慮ト格段ナル努力ニ俟ツモノガ甚ダ多イコトヲ感ズルノデアリマス。<sup>(34)</sup>

草創期には、「校舍ノ設備ハ勿論、其ノ内容ニ於テモ未ダ不十分」という状態であった師範学校体制は、翌年の『朝鮮に於ける施設の一斑』においても「普通学校の増設に伴ひ、教師の需要著しく多数に上り、到底之に応じ得ない状態に在りますので、各道に於て修業年限三年の特科師範学校を設立して、其の急に応じて居る有様」<sup>(35)</sup>と評されているほか、1928年には、山梨半造総督（在任期間は1927.12.10～1929.8.17）によって「半島の師範教育の実情は遺憾ながら是れ亦改善を要するもの少なくない」<sup>(36)</sup>とされている。すなわち、師範学校における教員養成の実情は、教員の「素質」や「能力」を改善するということよりも、数量的な不足を補うためのいわば応急措置としての性格が強かったといえる。さらに1929年には、「師範教育修了者の資格十分ならざるものあり、到底之を現状の儘趨せしむるを得ない情勢に在る」<sup>(37)</sup>という状況に至り、「師範学校規程」の改変を経て師範学校の官立化が決定した。松浦鎮次郎学務局長（在任期間は1929.2.1～1929.10.4）は、師範学校を官立化する理由のひとつとして、「其の設備の点に於てまた其の教育の内容に於て優良なる施設を為し得る」<sup>(38)</sup>ことを挙げており、それまでの応急措置的な師範教育の「改善・充実」を図った。さらに、教員の「素質」向上に関して注目すべきは、師範学校の修業年限延長である。当初、「第二次朝鮮教育令」により、男子は普通科5年、演習科1年の計6年、女子は普通科4年、演習科1年の計5年とされていた師範学校の修業年限が、1933年、「朝鮮教育令中改正」により、演

習科の修業年限が1年延長され、男子は普通科5年、演習科2年の計7年、女子は普通科4年、演習科2年の計6年となった。この「中改正」が行なわれる前に開かれた枢密院会議では、修業年限延長の理由が次のように述べられている。

初等学校ノ教員ヲ養成スルニハ国語ヲ常用スル者ニ対シテハ特ニ朝鮮語若ハ台湾語ヲ学習セシメ又国語ヲ常用セサル者ニ対シテハ特ニ国語ヲ修得セシムルノ要アルノミナラス其ノ他地域特殊ノ事情ニ考ヘ種々格別ナル訓練ヲ施スノ必要アリ之カ為ニハ現制ノ修業年限ヲ以テシテハ所期ノ効果ヲ挙クルコト甚タ困難ナルニ由リ……<sup>(39)</sup>

すなわち、修業年限延長の理由は、「内地人」には朝鮮語を学ばせ、朝鮮人には徹底して「国語」を修得させるため、そしてその他「種々格別ナル訓練ヲ施ス」ためであったことが窺える。

このように、総督府は講習会の開催や、師範学校制度の確立および「改善」を通じて教員の「素質」向上に努めたが<sup>(40)</sup>、結局は、1944年の時点でも、「急造・速成の初等教員に教科内容や教授法を体得せしめるための指導の組織を確立せねばならぬ」<sup>(41)</sup>状態であり、教員の「素質」は問題視され続けていた。

すなわち、朝鮮総督府は教員不足を打開するため、十分な数の教員を確保し続けなければならない一方で、彼／彼女らの植民地教員としての「素質」の確保・向上にも注意を払わなければならないという二重の課題に直面し続けていたのである。朝鮮において教員は、円滑な植民地経営に資するべく養成されてはいたものの、こうした教員をめぐる問題が桎梏となって総督府を困窮させていたこともひとつの実態である。

### 3. 教員招聘の停滞問題

前節でも触れたように、朝鮮における教員不足を打開するひとつの手段とされたのは、「内地」からの教員招聘であった。ただし、単に不足分を補うということだけでなく、「内地人」教員の数を増やすという点にも、「内地」から教員を招聘する積極的な意義が存していたと考えられる。そこで、まずは朝鮮において植民地教育政策上、「内地人」の教員が必要とされていた点について確認しておきたい。

「内地人」教員が必要だった理由の第1は、朝鮮に居住する「内地人」、いわゆる在朝日本人の初等教育を担うべき存在として必要であったから、第2は、朝鮮人児童の教育を担う初等学校においても、「内地人」教員は「重要な」立場として位置づけられていたからである。2点目について敷衍すると、併合当初、初等学校校長のポストにはすべて「内地人」があてられた。1919年以降、制度的には朝鮮人教員にも校長への途が開かれることになったが、実際に校長に登用された朝鮮人教員は少数であったばかりでなく<sup>(42)</sup>、朝鮮人教員が校長に登用されたとしても、実際には、その地位は「内地人」校長と同様に認められることがないことさえあった<sup>(43)</sup>。さらに、校長でなくとも、「内地人」の教員は、同僚である朝鮮人教員の「指導・善導」や、社会教化の中心的な役割を有していた<sup>(44)</sup>。すなわち、植民地教育政策上、朝鮮の初等教育界には指導的な役割を果たすべき「内地人」教員の存在が必要だったのである。ただし、ここで注意したいのは、こうした「内地人」教員の内部には、もとより在朝日本人として朝鮮で生まれ育ち、朝鮮の師範学校で養成された「内地人」教員と、「内地」で生まれ育ち、就職の際に朝鮮に渡った教員とが混在していたことであり、また、1940年代に入ってより必要とされたのは後者であったということである。幣原坦が『朝鮮教育論』において、「朝鮮生れの子供がますます多くなり、従つて内地を知らない者の増加することは免るべからざる勢である」<sup>(45)</sup>と記しているように、1910年代から、在朝日本人の「内地」離れが問題化しており、実際、在朝日本人の中には「内地」に一度も行った経験のない「内地人」もいた。朝鮮における師範学校では、将来の初等学校教員にせめて一度でも「内地」の土を踏ましめんと、修学旅行で「内地」を訪問する機会が設けられてはいたものの、それさえ時局の影響で中止された時期もあり、朝鮮で養成された「内地人」教員の中には一度も「内地」へ行かずじ教壇に立った者もいた。

朝鮮在住「内地人」の「内地」離れが問題視されていた中、「内地」で養成され、「内地」生活者としての知見を有した招聘教員は、朝鮮で養成された「内地人」教員に比して「内地」の実情に明るく、この点においては植民地である朝鮮で重用される存在であったといえよう。さらに、戦時体制期にかけ、「朝鮮人を立派な皇国臣民に造り上げるには、日本精神を充分体得させなければならぬ」<sup>(46)</sup>ということが強調されるに伴い、「内地」生活者としての知見を有する招聘教員への期待が高まるのは必然であった。実際、朝鮮でも「内地

人」の教員が養成されていながらも、1942年の「教職員の共栄圏派遣に就いて」と題した論考には、「内地から優秀な教育者が進出する事が肝要」<sup>(47)</sup>であると主張されている。さらに、同年の「教育職員外国及外地派遣連絡協議会説明資料」にみられる「国民学校教員需給計画ノ内容」の以下の説明からは、「皇民化教育」の台頭に伴う招聘教員への期待の昂揚を読み取ることができる。

国民学校内地人教員ノ朝鮮人教員ニ対スル比率ハ著シク低下ノ傾向ニ在ルヲ以テ国民学校制度ノ実施ニ伴フ皇国臣民教育ノ強化徹底ヲ期スルタメニハ内地ニ於テ教育ヲ受ケタル優秀ナル内地人教員ノ増加ヲ計ルノ要アルモノトス<sup>(48)</sup>

これによると、「内地ニ於テ教育ヲ受ケタル優秀ナル内地人教員」すなわち招聘教員の増員が必要とされており、その目的が、教員不足という窮状打開のためというよりも、初等学校における「皇民化」教育の強化・徹底の嚮導役を確保するためという点にあったことがわかる。

不足を補充するものとしてのみならず、「内地」生活者としての知見を有し、「内地」の実情に明るいという一種の利点を有した招聘教員は、朝鮮人児童、朝鮮人教員、そして朝鮮で養成された「内地人」教員に対しても「内地」の象徴的存在となり得る人材であったため、総督府がその招聘に積極的であったことには首肯できる。しかし、前節でも触れたように、1920年代には、「内地教員の招聘困難」という状況であった。さらに、招聘教員の必要性が増した1940年代には教員招聘の停滞がますます深刻化していたようである。例えば、1941年度、朝鮮から「内地」に要求された初等学校教員数は1,131名であったのに対し、実際に配当されたのは463名<sup>(49)</sup>、1942年度は要求数2,448名に対し、配当数516名<sup>(50)</sup>、1943年度は要求数1,000名に対し、配当数100名（見込）であった<sup>(51)</sup>。このように、実際に「内地」から渡って来た教員数（見込み数も含む）は、いずれも総督府が要求した人数の半数にも達しないのが実情であった。朝鮮総督府は、1943年、要求数の約5分の1程度しか教員を招聘することができなかった前年度の結果を踏まえたうえで、「朝鮮ニ於ケル国策の見地ヨリ教職員ノ素質ヲ向上シ皇国臣民教育ノ徹底ヲ期センガ為之ガ給源ヲ是非内地ヨリ仰ガントスルモノナリ」<sup>(52)</sup>と、教員招聘の意義と必要性を唱えつつ、教員の配当を懇願している。「国策の見地ヨリ」、「皇国臣民教育ノ徹底ヲ期センガ為」といった文言のもとに「内地人」教員の招聘・確保を図ろうとしていた

点にこそ、教員を通じた植民地教育政策の戦略があったのである。しかし、実際の招聘教員数を見れば、そうした総督府の教員政策が困難を極めていたことは明らかである。すなわち、こうした招聘事業の滞りは、朝鮮の教員不足問題を深刻化させる一因でもあったが、ここでより重要なのは、「内地」からの招聘事業が滞ることによって「内地人」教員の割合が低下するという点であった。これは、単に量的な「内鮮人」の均衡が保てなくなるということの意味するだけでなく、いわば「先導者」たる「内地人」教員の不在という植民地教育政策上の問題につながり得るという点で総督府にとっては深刻な懸念事項となっていたのである。

## おわりに

本稿では、従来、植民地教育の「担い手」としてのみ把握されてきた教員の位置づけについて再検討することを課題とし、教員や教員をめぐる諸問題が、植民地教育政策に矛盾と停滞をもたらしていた側面の解明に重点を置いて論じてきた。

まず着目したのは、植民地朝鮮における教員の思想問題である。初等学校教員の思想事件の特徴は、朝鮮人教員が学校の教室や私宅にて朝鮮人児童に民族意識の伝達・育成を図るなど、教員の立場を「利用」していた点にある。思想を形成するプロセスの中でも初等教育段階を重要な時期とした点においては、朝鮮総督府と一部の朝鮮人教員の着眼点は共通していた。また、思想事件で検挙された教員の一部は、師範学校在学時、すなわち教員として養成される過程において、民族意識や独立思想を培っていたことも明らかとなった。独立した教員養成機関として、「特ニ徳性ノ涵養ニカメ」ることとされていた師範学校においては、朝鮮人教員や朝鮮人生徒による秘密組織が存在し、独自の民族意識育成・昂揚活動が展開されることも少なくなかった。朝鮮総督府は、師範学校において植民地教育の円滑化に資するべき「優良な」教員の養成に努めたが、皮肉にも、実際にはむしろ朝鮮人生徒の民族・抗日思想を育む場として機能することさえあったのである。こうした教員の思想事件や師範学校の実態を明らかにすると、朝鮮における教員は単に植民地教育の「担い手」としてのみ捉えられるべき存在ではないことがわかる。

さらに、朝鮮における教員をめぐることは、その量と「質」の確保に結びが生じていたことも明らかとなった。初等学校が植民地期を通じて増加の一途を辿ったことにより、教員の需要も増え続けた。朝鮮では、おもに師範学校体制の構築・拡充や教員試験、「内地」からの招聘などによって教員を確保・供給していたが、教員不足の窮状を打開することはできず、総督府は教員の確保に関しては常に困窮していた。また、教員が確保できないこととも関連して、植民地教員の「素質」の問題も存在していた。例えば、朝鮮人教員の「国語」力や教授法が問題視され、講習会の開催や師範学校制度の「改善」によってその向上が図られた。しかし、常に教員が不足しているという状況において確保・維持し得る「質」には限界があり、教員の「素質」に関する憂慮も1940年代まで継続していた。このように、朝鮮総督府は植民地期を通じて教員不足問題の解決と「質」の向上といった二重の課題を抱え込んでいたといえる。

また、総督府が教員の量や「質」の確保に困窮していたこととも関連するが、学校で「中心的」な役割を果たすべき「内地人」教員の招聘事業が、総督府の計画通りに遂行されていなかったことも、植民地教育政策上の「痛手」となっていた。特に、「皇民化」教育が強化・徹底される過程においては、「内地」の実情に明るい招聘教員の存在意義が顕在化し、その必要性が高まったが、実際の教員招聘数は、総督府が要求した数の半数にも達しない程度であった。そのため、総督府は「内地」に向けて教員の配当を強く懇願しているものの、充分に確保することができなかったことも明らかとなった。

以上、本稿では、教員をめぐる諸問題についてそれぞれ個別に検討したが、現実には、そうした問題が複合的に存在していたのである。こうした状況を踏まえたうえで、敢えて植民地朝鮮における教員集団を総体として捉えるならば、確かに、植民地教育の「担い手」として位置づけられる一方で、総督府の植民地教育政策に不安と停滞をもたらすことさえあった、いわば「リスクファクター」としての側面からも位置づけ得ることを認めざるを得ない。ただし、こうした二面的な特徴は、教員集団のどこを切り取っても悉皆確認できるというようなものではない。むしろ、民族や性といった属性や、個々の学校・教員に焦点を絞って見れば、いずれか一方の特徴が色濃くというケースが多いかもしれないし、そうした中身について詳しく検証していくことが重要であることもいうまでもない。ただ、本稿で課題としたのは、あくまで「植民地朝鮮における教員」と概括される際に与えられてきた位置づけの再考であったことをここで

改めて確認しておきたい。

本稿では、朝鮮における教員および総督府の教員政策の実情についていくつかの知見を得ることが出来た。これらは、教員という存在を位置づける際に重要な手がかりとなり得るものであった点において、本稿は教員の位置づけを再考する研究の端緒を開いたといえる。しかし、時期的な問題や実証性という点に課題を残していることも認めざるを得ず、よりミクロな視点での緻密な検証が必要となる。この点が今後の課題となることを最後に付言しておきたい。

本稿は、平成20～21年度科学研究費補助金/特別研究員奨励費（研究代表者：山下達也「植民地教員の存在様態に関する研究」、課題番号20・01886）によって行なわれた研究成果の一部である。

#### 【註】

- (1) 代表的なものに、稲葉継雄の『旧韓国～朝鮮の日本人教員』（九州大学出版会、2001年）や山田寛人の『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策 朝鮮語を学んだ日本人』（不二出版、2004年）がある。
- (2) 咲本和子「『皇民化』政策期の在朝日本人—京城女子師範学校を中心に—」、『国際関係学研究』、No.25、津田塾大学、1998年、81頁。
- (3) 中内敏夫・川合章編『日本の教師6／教員養成の歴史と構造』、明治図書、1974年、221頁。引用部分は「Ⅲ—五、植民地における教員養成」（執筆者は山田昇）。
- (4) こうした問題意識のもと、筆者はこれまでに、教員内部の多様性を描くことで、その実相を把握する試みを行ってきた。具体的には、朝鮮内部で養成された教員と、「内地」から招聘された教員（拙稿「植民地朝鮮における「内地人」教員の多様性—招聘教員と朝鮮で養成された教員の特徴とその関係—」、『日本の教育史学』第50集、教育史学会、2007年、97-109頁）、また、朝鮮の師範学校の頂点にあった京城師範学校卒業者とその他の師範学校卒業者（拙稿「植民地朝鮮における初等学校教員の養成と配置」、『国際教育文化研究』第6巻、2006年、137-148頁）、養成段階における「内地」生活経験の有無（拙稿「植民地朝鮮の師範学校における「内地人」生徒—官立大邱師範学校を中心に—」、『歴史学研究』第819号、2006年10月、23-31頁）、教員試験を経た教員（拙稿「植民地朝鮮における初等学校教員の確保形態—教員試験を中心に—」、『飛梅論集』、九州大学大学院人間環境学府、第8号、2008年、117-130頁）、教員の性差（拙稿「植民地朝鮮の教員社会における性差」、『国際教育文化研究』、国際教育文化研究会、第8号、2008年、47-58頁。）等に着目してきた。
- (5) そのほか、1919年4月15日に施行された「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」（朝鮮制令七号）によって取り締まられることもあり、同朝鮮制令が「治安立法の前史」に位

- 置づけられることもある。(荻野富士夫編『治安維持法関係資料集』第1巻、1996年、21-22頁。)
- (6) 高等法院検事局『朝鮮治安維持法違反調査(一)資料一大正十四年五月十二日施行日より昭和三年二月末日迄確定判決一』、1929年、2頁。
  - (7) 1926～1933年の人数については、拓務省管理局「朝鮮ニ於ケル治安維持法違反者職業調」(同『朝鮮ニ於ケル思想犯罪調査資料』1935年3月、「桜田文庫」所収、謄写刷、国立国会図書館憲政資料室所蔵)を、1934～1938年(1～10月)の人数については、高等法院検事局「最近に於ける思想犯罪に関する調査」(高等法院検事局思想部『思想彙報』、第17号、1937年12月)を、1939年の人数については、高等法院検事局「最近に於ける思想犯罪に関する調査」、前掲『思想彙報』、第24号、1940年9月)を、1941～1943年(1～6月)の人数については、高等法院検事局「最近に於ける思想犯罪に関する調査」、前掲『思想彙報』続刊、1943年10月)を参照した。
  - (8) 「国民学校令」、第1条、1941年。
  - (9) 学務局長(真崎長年)談「国民学校制度実施に際して」、『文教の朝鮮』、朝鮮教育会、1941年4月号、6頁。
  - (10) 1941年1～9月に確認できる5件のうち、本稿でとりあげなかった1件の事件は、検挙された教員が「内地人」が朝鮮人かが不明である。検挙者が「内地人」であったか朝鮮人であったかということは、思想事件の位置づけや意味を検討するうえで重要な問題であると考えられるため、ここではとりあげなかった。
  - (11) 朝鮮総督府警務局「鮮内学校職員並学生生徒ノ思想事件検挙調(自昭和十五年十二月至昭和十六年九月)」、朝鮮総督府『昭和十六年十二月第七十九回帝国議会説明資料』、1941年。
  - (12) 出典はいずれも前掲「鮮内学校職員並学生生徒ノ思想事件検挙調」。
  - (13) 大田地方法院「昭和十六年予第二十号予審終結決定」、1943年。
  - (14) 同上。
  - (15) しかし実際は、朝鮮における師範学校の牙城たる京城師範学校においては、生徒の大多数が「内地人」であり、一方、それ以外の各道に設置された地方師範学校の生徒の大多数は朝鮮人という、不均衡な「内鮮共学」であった点を指摘しておかねばならない。こうした師範学校における不均衡な「内鮮共学」の実態については、拙稿「植民地朝鮮における「内地人」教員の多様性—招聘教員と朝鮮で養成された教員の特徴とその関係—」(前掲)で言及している。
  - (16) 「朝鮮教育令」、第13条、1922年。
  - (17) 片桐芳雄「官立大邱師範学校・覚え書き」(『教育学年報』、第9巻、世織書房、2002年、433-456頁)は、大邱師範学校における民族運動・事件の概要を明らかにしている。
  - (18) 大邱師範尋常科同門会『大邱師範尋常科誌』(韓国語文献)、1991年、365-486頁。
  - (19) 申鉉夏『恨の海峡』、石風社、1996年、94頁。
  - (20) 同上、95頁。
  - (21) 少なくとも、大邱師範学校で最初に朝鮮人教員・生徒が思想問題で検挙された1932

- 年には、平壤師範学校においても、18名の朝鮮人生徒が思想事件で検挙されている。(拓務省管理局「朝鮮ニ於テ昭和七、八年中検挙シタル赤化学校」、『改正治安維持法参考資料』1934年、「山岡萬之助関係文書」所収、学習院大学法経図書室所蔵、謄写刷。)また、その2年前の1930年には、全州公立師範学校に「親愛する白衣同法よ！男女学生大衆よ！猛烈に闘へ云々」と記した紙10枚が発見されるという事件が起きている。(朝鮮総督府警務局極秘文書「光州抗日学生事件資料」(復刻版、1979年、風媒社)322頁。)
- (22) 朝鮮総督府内務部学務局『朝鮮教育要覧』、1915年、26頁。
  - (23) 朝鮮総督府『朝鮮に於ける新施政』、1920年、46-47頁。
  - (24) 小田省吾「朝鮮教育に就て」、朝鮮総督府『朝鮮』、1924年6月号、51頁。
  - (25) 大野謙一『朝鮮教育問題管見』、朝鮮教育会、1936年、268頁。
  - (26) 「外地派遣教員ノ件(秘)朝鮮総督府学務局長 内務省管理局长宛」、拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地派遣教員割当関係」、1942年、広瀬順皓監修『外務省茗荷谷研修所旧蔵 戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教篇』所収、ゆまに書房、2003年12月。
  - (27) 朝鮮総督府『朝鮮総督府官報』、1917年10月2日。
  - (28) 朝鮮総督府『第四十回帝国議會説明資料』1917年、96頁。
  - (29) 朝鮮総督府「公立国民学校教員供給状況調」、拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 朝鮮関係」、1942年、前掲『外務省茗荷谷研修所旧蔵記録 戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教編』所収。
  - (30) 朝鮮総督府学務局学務課「教育職員外国及外地派遣連絡協議会説明資料」1943年3月。拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地派遣教育割当関係」、前掲『外務省茗荷谷研修所旧蔵記録 戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教編』所収。
  - (31) 朝鮮総督府「昭和十八年度以降四ヶ年間ノ国民学校教員需給状況」、拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地派遣教育割当関係」、前掲『外務省茗荷谷研修所旧蔵記録 戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教編』所収。
  - (32) 朝鮮総督府『朝鮮総督府月報』、第2巻第12号、1912年12月、98頁。
  - (33) 「師範学校規程」、第五条、1922年。
  - (34) 有吉忠一「公立師範学校長会同ニ際シテ政務総監訓示」、1924年2月4日、朝鮮総督府官文書課『諭告・訓示・演述総覧(二)』、1941年、449頁。
  - (35) 朝鮮総督府『朝鮮に於ける施設の一斑』、1925年、14頁。
  - (36) 山梨半造「臨時教育審議委員会に於ける総督挨拶要旨」、1928年6月28日、朝鮮総督府『朝鮮施政に関する諭告、訓示並びに演述集(一)』、1937年、397頁。
  - (37) 松浦学務局長「朝鮮教育令の改正に就て」、『文教の朝鮮』、1929年5月号、26頁。
  - (38) 『文教の朝鮮』、第45号、1929年5月、27-28頁。
  - (39) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A03033418300、枢密院審査報告・1933年・朝鮮教育令中改正ノ件外一件、(国立公文書館)。
  - (40) 一部、教員試験を通じて「質」の向上を図っていたこともあった。この点に関しては、拙稿「植民地朝鮮における初等学校教員の確保形態—教員試験を中心に—」

- (前掲)を参照されたい。
- (41) 尾高朝雄「朝鮮教学論」、『文教の朝鮮』、1944年6月号、18頁。
- (42) 古川昭によれば、朝鮮人教員は、「日本人訓導にまさる忠誠心を顕示して評価をえなければ、到底校長の地位を手にすることはできなかった」という(古川昭「公立普通学校の朝鮮人校長登用問題」、『アジア教育史研究』、第5号、アジア教育史学会、1996年、38頁)。
- (43) 元在朝日本人たちへのインタビュー調査により、こうした点についての証言を得た。詳細については拙稿「植民地朝鮮における「内地人」教員の役割」(前掲)を参照されたい。
- (44) こうした「内地人」教員の役割についても、上掲「植民地朝鮮における「内地人」教員の役割」にて詳しく論じている。
- (45) 幣原坦『朝鮮教育論』、六盟館、1919年、304-305頁。
- (46) 朝鮮総督府学務局学務課『朝鮮教育の概観』、1939年、9頁。
- (47) 清水虎雄「教職員の共栄圏派遣に就いて」『帝国教育』、第761号、1942年3月、23頁。
- (48) 朝鮮総督府「教育職員外国及外地派遣連絡協議会説明資料」、拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地派遣教員割当関係」1942年、前掲『戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教篇』所収。
- (49) 「昭和十六年度外地派遣教員調」、拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地派遣教員割当関係」1942年、前掲『戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教篇』所収。
- (50) 「昭和十七年度外地派遣国民学校教員配当予定表」、拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地派遣教員割当関係」1942年、前掲『戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教篇』所収。
- (51) 「昭和十八年度国民学校及中等学校教員配当調」、拓務省「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地派遣教員割当関係」1942年、前掲『戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教篇』所収。
- (52) 朝鮮総督府学務局「朝鮮における学校教育に関する調査 参考資料」、1943年、朝鮮総督府「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地一般関係 義務教育関係参考資料」所収。